

徳島県告示第四百十七号

国土地理院長から、次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）	阿南市、勝浦郡勝浦町及び上勝町、那賀郡那賀町並びに海部郡美波町	令和元年七月二十六日から令和二年三月三十一日まで